

山梨県立宝石美術専門学校評価実施要領

(目的)

第1条 この要領は、学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定に基づき、山梨県立宝石美術専門学校（以下「学校」という。）の教育の質の向上を図り、学校の設置目的を達成するために行う学校評価について必要な事項を定めることを目的とする。

(内部評価委員会の設置)

第2条 学校の教育等の状況について自ら評価を行うため、学校に内部評価委員会を設置する。

2 内部評価委員会は、別表1の委員をもって構成する。

3 内部評価委員会が行う内容は、次のとおりとする。

一 学校評価の企画・立案、分析及び進行管理

二 自己評価表による自己評価の実施

三 評価結果に伴う改善策の推進

4 内部評価委員会は、委員長が必要と認める時に開催する。

(学校関係者評価委員会の設置)

第3条 学校における教育活動等の状況に係る評価について検証するため、学校関係者による学校関係者評価委員会（以下「関係者委員会」という。）を設置する。

2 関係者委員会は、次の区分により校長が委嘱した別表2の委員をもって構成する。

一 宝飾業者

二 宝飾団体代表者

三 地域経済団体代表者

四 高等学校校長

五 宝石美術専門学校 保護者

六 行政機関代表者

3 委嘱期間は1年とする。

4 関係者委員会に委員長を置く。

5 委員長は委員が互選する。

6 委員長は、関係者委員会を掌理し、委員長に事故ある時は委員長の指名した委員がその職務を代理する。

7 委員長は、必要に応じて委員を追加することができる。

(学校関係者評価の実施方法)

第4条 関係者委員会は、次により評価を行う。

- 一 内部評価委員会が行った第2条第3項に係る報告書及び資料
- 二 評価に係る内部評価委員会等に対するヒアリング

(関係者委員会への報告)

第5条 校長は、前条に定める報告書や資料を提出し、学校の運営、教育の状況、自己評価の結果などについて、関係者委員会に報告するとともにヒアリングを受けるものとする。

(関係者委員会からの報告)

第6条 関係者委員会は、評価の結果を、学校運営に関する意見とともに校長に報告するものとする。

(評価の公表)

第7条 自己評価の結果、学校関係者評価の結果及び意見については、学校のホームページへの掲載などにより公表するとともに、産業労働部地域産業振興課に報告するものとする。

(事務局)

第8条 内部評価委員会及び関係者委員会の事務は、学校事務局が行う。

(その他)

第9条 校長は、この要領に定めるもののほか、学校評価の実施に関し、必要な事項について別に定めることができる。

附則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

別表1

「内部評価委員会」委員

| |
|---------------------|
| 校長（委員長） |
| 事務局長（副委員長） |
| 教授、准教授、専門員、講師、非常勤教員 |
| 事務局職員 |
| その他校長が指定した者 |

別表 2

学校関係者評価委員会委員

| 所属・役職名 | 氏 名 | 備 考 |
|---------------------------------|---------|-------|
| 協同組合山梨県ジュエリー協会 理事長 | 柳 本 力 | |
| 協同組合山梨県ジュエリー協会 宝石専門学校委員会 委員長 | 深 澤 陽 一 | |
| 協同組合山梨県ジュエリー協会 宝石専門学校委員会 委員 | 後 藤 晃 一 | |
| 協同組合山梨県ジュエリー協会 宝石専門学校委員会 委員 | 詫 間 康 二 | |
| 協同組合山梨県ジュエリー協会 宝石専門学校委員会 委員 | 鈴 木 竜 樹 | |
| 協同組合山梨県ジュエリー協会 宝石専門学校委員会 委員 | 井 口 泰 宏 | |
| 協同組合山梨県ジュエリー協会 宝石専門学校委員会 委員 | 今 澤 賢 一 | |
| 協同組合山梨県ジュエリー協会 宝石専門学校委員会 委員 | 小 池 浄 | |
| 甲府商工会議所 事務局長 | 花 田 智 | |
| 山梨県立甲府城西高等学校 校長 | 田 代 剛 久 | |
| 保護者代表 | 小 澤 忠 弘 | 後援会会長 |
| 山梨県産業労働部産業振興課 課長 | 古 屋 幸 一 | |